

# 安全保障とナショナリズム<sup>(1)</sup>

岡 部 達 味

## I 安全保障の概念について

安全保障という問題は、日本においても世界各国においても様々に論じられているにもかかわらず、その概念の内容が必ずしも明確ではない。それは、安全保障概念が、後で詳しく論ずるように、国民国家の存在と不可分であるために、国民国家の役割、意味、今日におけるその比重といった、国際政治研究の中心的な論争の一つ<sup>(2)</sup>と結び付いてしまったことによるといえよう。国民とか国民国家とは何かという問題をぬきにして、安全保障を論ずることはできない。ところが、この、問題の核心をめぐる、共通認識が必ずしも存在しないことが、安全保障をめぐる論議の概念のあいまいさと不毛性をもたらしているように思われる。これは、特に日本の場合に顕著である。何を何から守るのか、といった基本的な疑問がくりかえされつづけているところにそのような状態があらわれている。

この点について、二三の論者の議論をかえりみるならば、この問題の複雑性が明らかになるであろう。たとえば吉川勇一は数年前の安全保障をめぐる関・森嶋論争<sup>(3)</sup>に際して、国がそもそも守るに値するかどうかを問題にした<sup>(4)</sup>。このような議論は、反体制的な人々の間ではかなり有力である。また、軍事評論家の桃井真は、安全保障概念は「各国毎に戦略地政環境上の条件がちがう」という理由で、普遍的な概念を提起することの困難を指摘し、具体的に各国毎の概念があると主張する<sup>(5)</sup>。他方、高坂正堯はヨーロッパにおける各国の安全保障の対象についての概念を紹

介して、ドイツでは「市民社会」、フランスでは「自主独立」、イギリスでは「イギリスの諸制度」だと述べている<sup>(6)</sup>。本稿の議論は高坂の紹介するヨーロッパの概念に一番近いが、それは後述するとして、以上の引用から概念的な不一致ないし混乱が存在することはあきらかである。この混乱は、安全保障の概念それ自身の問題と、安全を保障するための手段(特に軍事力)の問題とが混同されることによって、更に拍車がかけられている。

このような状況においては、政策論議はもとより、理論的な検討のためのコミュニケーションも円滑には行われなくなるであろう。そこで、安全保障の概念を理論的な形で、即ち特定の政策的立場をはなれて、再確認することが必要になろう。本論文は、そのような再確認の努力を通じて、コミュニケーションの円滑化をめざそうとする試みである。したがって、本論文の筆者には特定の政策的立場があるが、本論文自身は、そのような立場を主張することを直接めざすものではない。

最初に以上のような観点から、安全保障という概念を、筆者がどのように定義することが適当であると考えているかを示そう。ここで紹介する定義は、別に新味のあるものではないが、安全保障という問題の核心をついていると思われる。これは、ノルウェーの学者ナエスの示したものである。

ナエスによれば、安全保障(ナエス自身は「防衛」という表現を用いているが、筆者は「防衛」は軍事的手段による安全保障のみをさすものと考えたいので、ここでは「安全保障」とよみかえる)とは、「ノルウェーの独立、すなわち、ノルウェーの社会的伝統と文化の枠の中でわれわれの生活を形作り、われわれの思い通りにそれを変える自由を守ることにほかならない。それは、一つの生活様式を、われわれの同意なしに変えようとするあらゆる外部勢力から守ることである。<sup>(7)</sup>」これは、ノルウェーの現実に即した定義であるが、それをより一般化したものに宮田光雄のそれがある。宮田は「今日《国を守る》とは、国の精神的独立、つま

り、社会的伝統や政治文化の枠のなかで国民の生活を形作り、自らの思い通りにそれを定める自由と権利を守ることを意味する。<sup>(8)</sup>と述べる。宮田はナエスには言及していないがこれがナエスの濃厚な影響下に形成された定義であることは一目して瞭然であろう。

以上の両定義(根元はひとつであるが)とも、その主唱者は偶然非武装による安全保障を主張している。おそらく、そのためであると思われるが、この種の定義は学界においては軽視され過ぎてきたと思われる。しかしながら、この定義は安全保障を達成する手段が何であれ、安全保障というものの基本的な性格は、国民国家の自決権を守ることであり、ということをも明確化した上では、きわめて重要な内容を有していると思われる。安全保障ということばが経済面や、より広く「総合安全保障」というような概念に発展していく以上、それらの多義的な内容の核心に何があるかを示す、このような定義の重要性はますます明らかになる。この定義とラセットの「安全保障とは、いかなる国の攻撃に対しても報復を加え、それによって互いに恐るべき損失をあたえうる能力のことである」という、まさにアメリカの相互確証破壊にもとづく核相互抑止戦略が安全保障だ、というような定義とを比べれば、われわれにとっての有用性、関連性の高さは明らかであろう。<sup>(9)</sup>

なお、ここで問題になるのは、今日の世界における自決権とは何かということであろう。周知のように、今日のような相互依存の発達した世界においては、主権ということの意味が変容してきているという指摘がある。現実には内政干渉というような概念の意味は大いに変化した。十九世紀的にいえば、こんにちの諸国家は、主権も自決権も侵害され、内政には相互干渉しあっているということになろう。今日の安全保障概念がいま一つ明確性を欠く所以がそこにあることは認めなければならないであろう。しかし、それは、自決権という概念(及び主権や内政干渉)が全く意義を失ったことを意味するものではない。今後の世界においては、自決権として、何があるかを、具体的な場でいちいち確認していく必要

が存在しよう。ここで、あえてこれを抽象的にいうならば、ナエスの冒頭の定義にあったように、自らの政体を自ら決定する権利ということ以上にはでないであろう。自決権とは何かということは、国民国家の存在理由が有り続けると考える限り、解明を迫られる重要課題ということになろう。

## II 今日における安全保障の意味

安全保障という概念が、以上のようなものである限り、それが国民国家の存在ないし存在理由と密接不可分の関係にあることは明らかであろう。その点そのものについては、後述するとして、安全保障が国民国家と結合していることから生ずる問題点をまず、検討してみよう。

安全保障は、その性格それ自身からいって、「一国性<sup>99</sup>」を有している。安全保障という概念自身につきまとう論争性、ないしはうさんくさはこの「一国性」からきているといつてよいであろう。この「一国性」からひとびとは容易に国際政治の善玉・悪玉的な理解に導かれ、極端な国家主義、軍国主義を想起する。このような安全保障観は例えば戦前・戦中の日本に豊富にみいだされたし、現在も激しく対立を続けている多くの国々においてその存在をみることも、枚挙にいとまがない。そして、そのような心理が国際対立を激化せしめ、人類に不幸をもたらしたことは事実である。そうであるからこそ、安全保障概念の「一国性」に対しては批判的な観点が生じてくるのである。

この点に関しては、安全保障概念には、上述のような「一国性」にとまなう限界が常に存在するというをまず再確認すべきである。特に今日の各国の一国的観点にたつ安全保障政策が、囚人のディレンマ的狀況を絶えず生み出していることを考えれば、この点は強く認識し過ぎるということはないであろう。今日の安全保障は、まさに「共通の安全保障<sup>100</sup>」という以外の観点をとることを困難にしているのである。

しかしながら、その「共通の安全保障」が、国家の枠を越えた国際機

関のごときものによって達成されると考えるならば、希望もしくは理想としてはともかく、近い将来においては現実的には大きな幻想に終らざるを得ないことも、これまた明らかであろう。「一国」的な安全保障を超越し、「共通の安全保障」を実現するのも各々の国家の政策の集積によらざるをえないのである。したがって、われわれは、安全保障概念の一国的性格とその限界を十分に認識しながらも、安全保障について論じ、それについての議論をみのりあるものとするのに貢献する必要がある。

安全保障について、論ずることのもう一つの、そしてより積極的な理由は次のようなものである。一国的な安全保障概念を克服して、よりグローバルな平和維持の枠組を創造できるとすれば、各国の安全保障政策が、単にその一国性の限界を警戒するという消極的な域を越えて意義を持つことを認識する必要がある。既述のように世界的な規模の安全保障も一国的な政策の集積によってのみ達成されるのである以上、このような考え方の重要性は明らかである。その点でもっとも注目すべきであるのは、近年において、相互依存関係の増大と、軍事力の破壊力が激増した結果、大国間の全面戦争の生ずる確率が著しく減少している<sup>42</sup>ものの、中小国特に発展途上国間の戦争は後を絶たないという事実である。それらの地域の特徴は、一面において紛争要因が多様に、かつ豊富にあるということの外に、いずれも外部からの浸透、ゆさぶりに弱い社会であるということであり、他面においては破壊に対して強い、非集中的な社会であるということである。換言すれば、今日の戦争は、強力な国が侵略を開始するというパターンよりは、何等かの点で(軍事的とは限らない)弱体な国家が外部からの介入を誘発することによって生ずるのだというべきであろう。したがって、もしもすべての国が、外部からの介入を排する能力という意味における安全保障を確立しうるならば、外部からのプレッシャーや介入の意味はなくなり、戦争ないし軍事力に訴える意義と可能性は大幅に減少するであろう<sup>43</sup>。このように考えるならば、国民国家が近い将来消滅するというような非現実的な想定をしない限り、安全

保障と平和は両立が可能であるということになる。今日の安全保障の存在意義は、そのような平和な世界の建設への過程としての意味のみにある、ということさえできよう。

これは、ASEAN諸国が、その安全にとってもっとも困難な日々には、脅威は外部、すなわちいずれかの共産主義国の介入、浸透にあるのではなく、自分達自身の社会の健全さいかにあるのだとして「強靱性」(resilience)の概念を提起したのと同じ発想にたっているのである<sup>10</sup>。強靱性を有する国家のみからなる地域は紛争処理が武力化する確率が、大変低いといえることができる。

これと関連して本稿の趣旨とは多少ずれるが、近代化と安全ないし平和との関連を指摘しておこう。武力紛争のおこりやすい地域は同時に近代化の度合(この場合工業化ないし情報社会化すなわち社会諸機能の集中化を意味する)の低い、したがって、破壊に対する抵抗力が強い社会であるということがいえる。このことは、近代化が他の面でいかなる問題をもたらすとしても、少なくともそれは大規模な戦争を起しえなくする要因であることを示している。社会的な強靱性が強く、したがってその自決を犯しがたい国々で、かつ物理的な破壊には弱い諸国が、第二次大戦後戦争に巻き込まれていないことは注目に値する現象である。もっとも、既に一部の社会で生じているようにこのように集中化の進んだ社会に対する安全上の脅威は、通常の武力攻撃などではなく、テロ行為であることも指摘しておくべきであろう。

### III 安全保障と国民国家

安全保障と国民国家が密接に関連している以上、否国民国家が存在しなければ安全保障という観念は存立しない以上、ここで、国民国家の存在意義を簡単にふりかえてみる必要がある。この問題については、既に他の所でも論じたので<sup>11</sup>、詳細は避けるが、次の諸点を再確認しておきたい。

1. 国民は、古来から存在する血縁共同体とはかならずしも同一ではなく、近代以降、自決の単位として(人民主権)、かつ国際社会における競争関係のなかで生存することを目的として、形成された、「イメージの共同体」<sup>69</sup>である。

2. 国民と国家は必ずしも一致する必要はなく、また一致しない例も多いが、両者が一致すると国際的な競争において有利な点が多く、国内の統治もより容易なので、両者を一致せしめようとする強い性向が存在する。

3. したがって一国民が一国家を形成すべきだという考え方が、しばしば民族自決の名のもとに正当化される。また、一国民一国家であろうと多民族国家であろうと、なんらかの理由で一国家となった地域はその領域内に単一の国民を作りだそうとして強制的な同化政策をとり、自らの領域内の人々を統合する目的をもって、ナショナリズムを鼓吹することが多い。このようなナショナリズムはしばしばオフィシャル・ナショナリズムとよばれる。<sup>67</sup>

上記の1に関してどのような範囲が国民或は国民国家になるべきか、という点、ここには様々な要因が働いている。血縁、地縁、言語、風俗、習慣等の同一性(これらの要因の多くを共有する集団をエスニック・グループとよぶことは周知のところである)や、経済生活の一体性、近代以前から存在した国家の枠組等、多岐にわたる。これを理論的な形でまとめればカール・ドイッチ(Karl Deutsch)のいう、経済圏たるソサエティと共通文化圏たるコミュニティとが国民の基礎にあるということになる。<sup>68</sup>特にコミュニティは、その内部におけるコミュニケーションが円滑であることから自決の単位となりやすい。この国民が自決権の実現を求めて自己の国家を欲する時国民国家がめざされ、時として民族自決の運動が熾烈化するのである。

この場合注目すべきことは、ソサエティとコミュニティとの範囲が一致する必然性はなにもないということである。しかし、国民意識という

ものは、コミュニティ、つまり情報の交換、意志の伝達の容易な範囲に形成されやすいのである。その結果、コミュニティとソサエティの間のギャップ、あるいは、コミュニティと既存の国家との間のギャップが、しばしば国際紛争の重要な要因となっていることは周知のところである。歴史的には、バルカン半島がヨーロッパの火薬庫といわれたのはそのためであるし、現代では、キプロス、スリランカをはじめ多くの地域での紛争がある。しかも、近年のエスニック・リバイバルといわれる現象のように、社会的動員ないし政治参加の拡大とともに人々がコミュニティと考える範囲は縮小しつつあり、既に国民として確立されたと思われてきた地域にも、ソサエティとコミュニティとの不一致現象が進んでいる。反面、国際的な相互依存現象のもとでソサエティはグローバルな方向に向かって拡大しているのかもしれないのである。

したがって、このような状況のもとで、既存の国家を所与のものとして、その領域内の国民の生命財産、或は生活水準、または社会体制を守ることが安全保障であるという論理では説得力は甚だ薄弱だといわざるをえない。何を守るかといわれれば、既述のように自決の単位としての国民、ないしコミュニティの自決の権利であるというのがもっとも適切だと考えられる。先に引用した高坂の紹介するヨーロッパの安全保障概念は、このことを様々な言葉でいいかえたとみることができる。

コミュニティとソサエティの不一致の問題が、特にきびしくなるのは、歴史的に国民の形成が遅れた地域である。ほとんど全ての国がかつては血統的にも文化的にも多様であったと思われるが(今日世界でももっとも均質であると考えられる日本の場合も例外ではない)、長期にわたる緩慢な社会変化(または社会的動員)のもとで、同化が進んだ結果、相当広範な、かつソサエティと一致することの多い範囲にコミュニティが成立しえた。しかし、遅れて近代化の道をめざす国は、社会的動員が同化のスピードをはるかに上回ってしまうために、ソサエティとコミュニティとの不一致の度合は大きい。植民地支配を経験した地域において、このこ



とが特に顕著であることは、周知の所に属する。

以上のように考えると、日本の場合特徴的であるのは、同じ地域に何千年の歴史を有する同一集団が居住してきているために、エスニック・グループと国民の区別がつかなくなってしまっていることである。日本語における(中国語も同様であるが)「民族」という語のあいまい性・多義性は、まさにそこから生じているとってよいであろう。しかしながら、世界的にみるならば、国民はまさに近代の産物ないしは植民地主義以降(したがって第二次大戦後)の産物であるのが普通である。日本においては明治の初期に国民形成のなにかの努力が行われたものの、均質性の高さの故、および明治期の国運をかけた二つの戦争のために<sup>68</sup>、非西欧の後進国の中では国民形成がもっとも順調に行われた。その結果、後述のように安全保障の意義もあいまいになり<sup>69</sup>、またナショナリズムが登場すればそれは必ずといってよいほど神話的時代に民族の根源をもとめるそれになってしまうのである。

より一般的にいえば多数の異なったエスニック・グループを包含する国民が国民でありうる所以は、それが自決の単位であるということであろう。もちろん、既述のように、多くの国特に第二次大戦後、植民地支配者の統治の範囲をそのまま継承した独立国<sup>70</sup>において、国民が国民たりうるとすれば、その国民によって形成された国家がその住民にとって自決の単位であるというフィクションが最小限存在しなければならなかった。

国民その他の集団が果たして自決の単位として適切であるか、特に具体的な特定の国家が適切な単位か、ということは現代世界において絶えず問われ続けている問題であり<sup>71</sup>、今日最大の問題であるかもしれない。しかし、そのことは、何らかの自決の単位が必要であるということ否定することにはならない。ウィルソン大統領の十四ヶ条以来自決の単位としては「民族」ないし「国民」(nation または nationality)が選ばれ、それがいまや国際的な規範と化している<sup>72</sup>状態のもとでは、自決の要求

は国民および国民国家を通じて実現されることが長期にわたって期待されている。これは、それが望ましいか否かではなく、現実がその方向に動きつつあるということである。ここでは、国民とか民族とは、そのようなものとして「想定された範囲<sup>24</sup>」以外のものではありえないことが多い。日本の場合には意識されることが少ないが、多くの国にとって、安全保障を論ずる以前に、その国家の範囲が、自決の単位としてふさわしいことを立証しなければならないのである。

たしかに、国民国家は現在様々な面で時代遅れになっている。二つの例をあげるならば、今日の相互依存がすすんだ国際経済のもとで、世界が複数の通貨と異なる経済政策を有する単位に分かれていることの不都合はあきらかである(もっとも、そのような競争状況が世界の進歩に貢献しているのだ、という説もありえよう)。また、平和や安全という見地からみれば、各国民国家が自力救済を建前としてそれぞれに巨大な軍備を保有している状況は、健全な社会のありようとは程遠いというべきであろう。にもかかわらず、国民が、そして国民国家以外に自決の単位としての任務を負うものは存在していない以上、近い将来において国民および国民国家が消滅する事態は想像できない。むしろ、既述のエスニック・リバイバル現象のなかで、自決の単位は、さらに細分化されており、それぞれの単位の独立、自立、またしたがって安全保障の問題は消えてなくなりそうもないのが実状である。現に存在する国家が自決の単位として適切でないということと、国民国家というものが自決の単位たり得ないということとは別の話であり、現実に細分化されつつある単位は自ら国家、ないしそれに近いものになることをめざしているのである。

以上のように考えるならば、冒頭のアエスの定義に示唆されているように、国民国家と切り離しえぬ概念としての安全保障とは、国民国家の存在理由を守ることに外ならないといえるであろう。そして、国民国家の存在理由とは、住民の自決の単位たることにあるのである。国民国家が存在せず、仮に世界政府が存在していたとすれば、安全保障という概

念は意味を失うであろう。そこで必要なのは治安 (internal security) のみであり、安全保障 (external security) なる概念は不必要になるのである。すなわち、安全保障ということ論ずる以上、それは国民国家の存在理由である自決の権利をいかに守るかということに他ならないといふべきであろう。その結果、ナエスのような定義が安全保障の定義としてもっとも適切ということになるのである。<sup>69</sup>

そうなると、問題は既に示唆したように、国民および国民国家が自決の単位として適切か否かということになる。守るに値する国か否かという、時として提起される問題への回答は、社会の体制や、政府の政策が適当であるかどうかという形ではなく、その国家ないし国民として規定されている範囲が自決の範囲たりうるかどうかという形で答えられるべきものである。

#### IV 安全保障とナショナリズム

安全保障が国民国家と不可分であるならば、ナショナリズムの問題を避けてとおるわけにはいかないであろう。ナショナリズムに関しては様々な研究があり、様々な定義がある。<sup>69</sup>しかし、それが国民国家、および国民国家を主たる行動主体としている国民国家体系(つまり国際社会)を支持し、その延命をめざす役割を果たしていることはあきらかであろう。その意味でナショナリズムは多くの理想主義者から批判的となり、特に第二次大戦の犠牲の大きかった先進諸国の知識人の間では諸悪の根源視されることが多かった。このような考え方には根拠がないわけではない。第二次大戦前の極端なナショナリズムの横行、その結果生じた大災害等を考えれば、第二次大戦後に、無制限な主権の抑制の主張、またしたがって、ナショナリズムを抑制すべきであるという考え方が、第二次大戦の主要交戦国たる先進工業諸国を中心に強まったことは不思議ではない。ナショナリズム批判、国際主義ないしコスモポリタニズム支持、の動きが少なくとも知識人の間では普遍的な価値として認定されだした

のである。

しかしながら、世界政府その他の国際的な紛争処理の方策が数多く構想されたにもかかわらず、現実には世界は結局再び国民国家を中心とする世界にもどってしまった。そのみならず、国民国家は今や、地球上のほとんどあらゆる地域を覆っている。この点で、ナショナリズムに対する世界的な批判的雰囲気の中で書かれた一碩学の書が1945年の段階の予想として、これ以上国民国家の数が増えることはあるまい、と述べていた<sup>27)</sup>のと対照して感慨深いものを禁じえないのは筆者のみであろうか。国民国家がそれだけの長い寿命をもつにいたった理由は様々であろうが、何らかの単位における自決の必要性、そして自決を求める単位が競争的な国際社会で生存し、発展する必要性というような要因が、人々の予想以上に強力であったというほかはないであろう。今日、再び国民国家を超克しようという様々な主張が現れているが、それらの議論が上記の二つの必要性に対する回答を欠くならば、以前の反国民国家思想と同じ運命を辿るであろうことは明白である。われわれは、自決の必要性と競争場裏に生存する必要性とを他の方法によって解決しない限り、好むと好まざるとにかかわらず、国民国家と、またしたがってナショナリズムと共存していかなければならないのである。<sup>28)</sup>

そうなると、問題は、ナショナリズムか否かではなく、いかなるナショナリズムかということになる。既述のように、先進工業諸国特に日本には、自らナショナリズムの持ち主であることを否定する人が多数いる。しかし、それらの人々が実は無意識にはきわめてナショナリスティックな考え方の持ち主であったことが多くの場合に明らかになったこともまたきわめて多い。つまり、意識的には、ナショナリズムを悪と考え、国際主義を主張すべきだと考えているのだが、実際には無意識にナショナリズムを保有していることが非常に多いのである。これらの同じ人にアジア・アフリカの反植民地ナショナリズムに対する評価を聞けば、肯定的な回答がかえってくる場合がこれまた多いであろう。

ここには、ナショナリズムに関する二重基準が存在しているというべきであろう。そして、この二重基準は、単に日本は悪くて他の国ならよいという敗戦国特有の自己卑下以上に、ナショナリズムそのものについての誤解が存在するとしか説明ができないであろう。過去において存在したナショナリズムは、自己中心的なそしてしばしば排外的なそれであった。植民地ナショナリズムにも同様な特色をみいだすことは決して困難ではない。今日の日本のそれのように、無意識的に保有されている場合にも同様な傾向が存在する。しかしながら、自決が確立できない段階あるいは自決のためにより大きな勢力範囲を自己の支配下に置きたいというような時期を過ぎるとナショナリズムはより成熟してくる。<sup>68)</sup> その段階におけるナショナリズムは自己の自決を尊重すると共に他者の自決をも尊重することを学習する。国民国家が所詮近い将来において消滅しないのであれば、よりよい世界にとって、道は相互に自決の権利を尊重し合うことでしかないということがわかってこよう。

このような相互の自決権の尊重を欠いた国際主義は往々にしてただの大国主義に墮する。1948年のユーゴに対するコミンフォルムからの破門に際して、中国がコミンフォルムを支持しつつも、国際主義と民族主義を結合すべきことを力説した<sup>69)</sup>のも、1956年のハンガリー動乱に際して、社会主義国間の関係も平和五原則にのっとるべきだと主張した<sup>70)</sup>のも(ソ連は平和共存は社会制度の異なる国の関係に適用されるべきで、社会主義国間には国際主義が適用されるべきだと説いた)、また、1968年のソ連のチェコ介入を「国際独裁論」「有限主権論」として非難した<sup>71)</sup>のも、いずれも他国の自決の権利を無視した国際主義の危険性を認識していたからにほかならない。このような例は社会主義国が国際主義を標榜しているだけに、顕著にみえるが、アメリカのアジアにおけるアメリカ民主主義の普及宣伝の努力も、その内容の善し悪しとは別に考えれば、受け手の側のナショナリズムないし自決の権利を無視していることにおいては変わりはないであろう。したがって、このような善意の努力がひとたび

裏目にでれば、アメリカは激しい非難にさらされ、他の国の反米ナショナリズムの対象となる結果になるのである。日本の行動に関しても同様な指摘をすることができる。

したがって、国民とは自決の実現のために集合した団体であり、その自決の権利を守ると同時に他の集団の自決の権利をも尊重するのがナショナリズムだ、ということになる。スミスは、ナショナリズムとは、「ある一集団の自治と独立の獲得及び保持を目的とするイデオロギー運動であり、その集団のメンバーの一部は、その集団が他の同様な集団と同じく、現実の、または潜在的な国民を構成しているとみなしているもの」と定義している。<sup>63</sup>もちろん、この定義には既に触れた問題、すなわちどの範囲が正当に国民と認められるべきか、という困難が意識されている。ところで、そのような人民主権の系統に属するナショナリズムとならんで、より多く民族の有機的一体性を重視するナショナリズムが存在する。ドイツ・ロマン主義の系統のナショナリズムであるといってもよいであろう。<sup>64</sup>この系統の考え方は近年エスニック・リバイバルの動きが盛んになるとともに、世界的にも勢いを増加させている。そしてそのこと自身は非難さるべきものではなく、日本のように歴史の古い国の場合には当然のことでもあるが、現代日本においてナショナリズムが論じられるときには、ほとんど必ずこの系統のナショナリズムのみが提起されることに注目すべきであろう。日本ナショナリズムは、戦前も国家神道的な方向へ進んだが、それにはやむをえざる面もあった。国民意識のないところに国民とそれを基礎とする国家を創設しなければ、国際競争<sup>65</sup>に勝てない状況があったからである。しかしながら、戦後の状況下で血縁重視的なナショナリズムが出現しなければならぬ必然性は乏しい。なぜならば、戦後の日本は敗戦という、国民としての存続の、極めて厳しい試練に耐えることにより、明治以来の国民統合の努力が極めて高い度合で成功したことを示しているからである。むしろ、国民的均質性の高さから日本国民は、その統合、凝集力の強さで世界に知られるようになったの

である。

それにもかかわらず、このような古色蒼然とした血縁重視的なナショナリズムが出現する背景には、既述の日本における無意識のナショナリズムを、意識的なものにしなければならないという意図が存在するといえよう。たしかに、日本人における無意識のナショナリズムの存在は、きわめて粗野な排外主義の温床となるものである。近年における「おごれる日本人」の存在がその典型である。これをより洗練された意識された共存的ナショナリズムにしていく必要はきわめて大きい。自己の自決の権利を尊重することを知らない人間は、他者の自決の権利を尊重することも理解できないからである。しかしながら、少なくとも、日本にとってはこれには適切なモデルが存在していない。日本ナショナリズムにとって唯一の先行モデルは戦前的ナショナリズムであったわけで、そのようなナショナリズムが現代の日本において一定の市場を有しているのはそのような要因によるといえよう。しかしながら、このようなナショナリズムは本稿の想定する、安全保障との関連を有するナショナリズムとは無縁のものであるばかりでなく、日本の実状にもあわないし、近隣諸国からの無用の警戒心をよびおこすものである。なぜならば、それは無条件降伏という国家にとっての最大の災難と恥辱に導いたプロセスを美化するというナショナリズムにとっての自己矛盾を犯すとともに、今日の世界における自決の権利保持という目的からは、無関係な拡張主義を想像せしめるものであるからである。

くりかえしていうが、いずれの国にとっても必要な、あるべきナショナリズムとは、自決の権利を守ろうとする意欲であり、同時に他国の人人の自決の権利をも尊重するナショナリズムである。このようなナショナリズムは必然的に国際主義と結合する。

## V 安全保障の手段

今日の安全保障の手段を考えるときには、ボールディングの紛争と防

衛に関する研究<sup>68</sup>が参考になる。周知のようにボールディングは経済学的手法を用いて国家間の距離と、それぞれの本拠における力(この場合は軍事力)の強さと、力の喪失勾配の三要因から、それぞれの国家の生存可能性をあきらかにした。この研究が興味深いのは、現代においてはいかなる国家も無条件生存可能性、すなわち一定の量以上の軍備があれば安全が絶対に保障されるという可能性を失ったことを示した点にある。戦前の世界においては一定以上の軍備があり、かつ仮想敵から十分遠ければ、無条件生存可能性が存在しえた。戦前の海軍軍縮条約において日本が対米英の主力艦比率5：5：3であったにもかかわらず、安全を保てたのはそこに理由がある。ところが、第二次大戦後まもなく核兵器とその運搬手段の発達に象徴される軍事技術の発達により、現代の世界には無条件生存可能性をもちうる国はなくなってしまった。いまや、条件付き生存可能性が安定している(secure)か、不安定(insecure)か、の違いしかなくなったのである。ここでいう安定した条件付き生存可能性とは、相手がこちらを征服し、或は破壊する能力を有しているが、そのような行動にでると自分の方が損をするという状況にあることによって、こちらの安全が保障されていることを意味する。他方、不安定な条件付き生存可能性とは、相手はこちらを征服し、破壊する能力を持っているのみならず、それをする方が有利でもあるが、善意から征服や破壊を慎んでいる状況である。いうまでもなく安定した条件付き生存可能性の方がはるかに望ましい。今日では米ソすら無条件生存可能性は持っていないが、いわゆる核相互抑止、すなわち相互確証破壊による核攻撃の抑止をめざす考え方は、非脆弱な報復攻撃によって条件付き生存可能性をできる限り安定せしめようという試みにほかならない、というべきであろう。

米ソ以外の中小国にとっては、いうまでもなく核兵器以外の、多くの場合非軍事的手段によって、できる限り安定した条件付き生存可能性を高めることが安全保障の主要な手段となろう。その点で「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう」と決



意」するという日本国憲法の精神は、平和への理想、もしくは信念の表明としては貴重なものであるが、それがそのまま安全保障政策の基礎になりうると考えるとしたら、それは、日本の安全を他国の善意にのみ任せようということになり、もっとも不安定な条件付き生存可能性しか得られない、ということになるであろう。<sup>69</sup>

前述の安全保障に関する関・森嶋論争における森嶋の「整然たる降伏」論<sup>69</sup>が受け入れられなかったのは、この議論に反駁した人たちがどこまで意識していたかはべつとして、それが国民国家に体现された自決権を守るという意味における安全保障の要求を満たしていなかったからにはかならない。生存や経済的繁栄の維持が目的であるかぎりにおいて、降伏が合理的選択のひとつであってはならないという理由はない。しかし、自決権の保持が問題である限り、降伏は、しかもそれが事前に態度表明されているかぎり、安全保障政策とはなりえないものである。もちろん、世の中には自決権のみが唯一の価値ではない。緊急の場合に自決権と一国の消滅とをはかりにかけて降伏を選択することが賢明である状況は、具体的にはいくらでもあるであろう。しかし、その場合、自決権の保持という価値はそれより上位の価値が選択されたことによって放棄されたのであることが認識される必要がある。

さて、そのような状況下で、安全保障のあるべき手段について、より具体的なかたちで論ずることは容易な課題ではない。また、それに詳細に答えることを本稿の課題ともしていない。しかし、核時代において中小国(軍事的な意味における)が軍事力だけに依拠する安全保障政策を追求することの愚かさは自明である。非軍事的な、しかも予防的な危機回避が重要になることは、いかなる論者も異存はないであろう。そのような行動は通常抑止とよばれるべきものである。抑止なる用語はしばしば軍事的にのみ、かつ核戦略との関連においてのみ用いられることが多いが、報復を中心とする消極的抑止のみでなく、主として非軍事的な対策を念頭に置く積極的抑止という概念も存在することから明らかのように、

これを単純に核の問題とのみ考えることは適切ではない。むしろ、人間社会に普遍的に存在する心理現象だというべきであろう。<sup>89</sup>

そのような、非軍事的な抑止として、近藤三千男は、非敵対的抑止、報酬的抑止、状況的抑止、相互依存的抑止、非大義名分的抑止等をあげて分析している。<sup>90</sup> いずれもボールディングの用語にしたがえば、条件付き生存可能性を安定的なものにする試みというべきであろう。今日の安全保障政策をやや抽象的な表現で示せば、このような努力が不可欠ということになる。

ただし、いずれの場合においても、安全保障とは自決の手段たる国民国家の自決権を守ることである、という基本前提が意識されないならば、あるいはそのような基本前提が成立しない状況ならば、いかなる安全保障政策も、その内容と意義はあいまいなものとならざるをえない、というべきであろう。

## 注

- (1) 本稿は、坂野正高先生を追悼するために書かれたものである。本来であれば、より実証的、歴史的なものがふさわしいのであるが、筆者の個人的状況から、このような内容のものにさせていただいた。坂野先生には、先生が都立大学御在職中に教養政治学の講義としてなさったものをまとめられた『現代外交の分析』という御著書がある。現在、都立大学に奉職している筆者としては、坂野先生のこの御業績の線上の論文を書くことによって、先生を偲ばせていただくことをお許しいただきたいと考えている。
- (2) たとえば、Ray Maghroori and Bennett Ramberg, eds., *Globalism versus Realism*, 1982, Westview Press, 鴨 武彦「国際政治の構造変容と安全保障」、佐藤栄一編『安全保障と国際政治』, 1982年, 日本国際問題研究所, 所収。
- (3) 森嶋通夫「新『新軍備計画論』」, 『文芸春秋』, 1979年7月号。関 嘉彦「非武装で平和は守れない」, 同上, および阿氏の10月号における「補論」。
- (4) 「降伏か抵抗か」, 『文芸春秋』, 1979年9月号, 所収。
- (5) 桃井 真「安全保障についてのある考え方」, 衛藤瀧吉編著『日本の安全・世界の平和』, 1980年, 原書房, 所収, 24頁。
- (6) 高坂正堯「安全保障政策——その政治的側面——」, 同上所収, 8-11頁。
- (7) アルネ・ナエス「戦力なき防衛」, in Quincy Wright, William Evan and Morton Deutsch, eds., *Preventing World War III*, 1961, Simon and Shuster. 鹿島守の助訳『第三次世界大戦の防止』, 1965年, 鹿島研究所出版会, 146頁。

- (8) 宮田光雄『非武装国民抵抗の思想』, 1971年, 岩波新書, 76頁。
- (9) Bruce M. Russett, *The Prisoners of Insecurity*, 1983, W. H. Freeman, 鴨 武彦訳『安全保障のジレンマ』, 4頁, 1984年, 有斐閣。
- (10) 鴨 武彦前掲論文, 5頁。
- (11) The Report of the Independent Commission on Disarmament and Security Issues under the Chairmanship of Olof Palme, *Common Security*, 1982, Pan Books, 森 治樹監訳『共通の安全保障』, 1982年, 日本放送出版協会。
- (12) ながいこと戦争不可避論をとってきた中国においてさえ, 相互依存と核手詰りのもとでは戦争は不可能になったという観点が支配的になっている。陳 啓懸「試論戦後国際関係の変化と争取世界持久和平の可能性」, 『紅旗』, 1986年, 13号参照。
- (13) この点については, Inis L. Claude Jr., "Economic Development Aid and International Political Stability," in Robert W. Cox, *International Organization: World Politics*, 1969, Macmillan, pp.53-55 参照。なお, Claudeはそのような観点から, developmental functionalism という考え方を提唱している。See Claude, *Swords into Plowshares*, 4th edition, 1971, Random House, pp.405-406。
- (14) とりあえず, 岡部達味『東南アジアと日本の進路』, 1976年, 日本経済新聞社, 10頁参照。
- (15) 岡部達味「東アジアにおける政治統合と分化」, 「アジアを中心とする第三世界の政治統合問題」, 1986年, 文部省科学研究費(総合研究A)研究成果報告書, 所収。
- (16) Benedict Anderson, *Imagined Communities*, 1983, Verso。
- (17) Hugh Seton-Watson, *Nations and States*, 1977, Methuen; Anderson, *op.cit.*, なお, Ernest Gellner, *Nations and Nationalism*, 1983, Basil Blackwell も参照。
- (18) Karl Deutsch, *Nationalism and Social Communication*, 1966, The M.I.T. Press。
- (19) 戦争の役割については, Anthony Smith, *The Ethnic Revival*, 1981, The Cambridge University Press, pp.77-78。
- (20) あいまいさの原因については, 公文俊平「安全保障とは何か」, 衛藤他編著前掲書, 所収, 58-59頁。
- (21) これについては, Anderson, *op.cit.* に官僚機構という巡礼圏の確立からする説明がある。
- (22) Don Ronen, *The Quest for Self-Determination*, 1979, Yale University Press。
- (23) 国連の植民地独立付与宣言(1960年), 友好関係宣言(1970年)。
- (24) 岡部達味「アジアの民族と国家——序説——」, 季刊『国際政治』84号, 1987年, 2月, 所収, 4頁。
- (25) したがって, 国家の役割, 比重についての国際政治学上の論争がここからむのである。
- (26) これらのうち, 古典的なものについては, L. L. Snyder, *The Dynamics of Nationalism*, 1964, Van Nostrand, 最近のものについては, Anthony Smith,

- Theories of Nationalism*, 1983, Holmes and Meier, 参照。
- (27) Edward H. Carr, *Nationalism and After*, 1945, Macmillan, 大窪憲二訳「ナショナリズムの発展」, 1952年, みすず書房, 75頁。
- (28) Seton-Watson, *op.cit.*, pp.xii, 482.
- (29) Smith, *Theories*, pp.158-159, 170-171 では, このようなナショナリズムを polycentric nationalism あるいは pluralism とよんでいる。
- (30) 劉少奇「国際主義と民族主義」, 『人民日報』1948年11月7日。
- (31) 1956年11月1日「中華人民共和国政府関于蘇聯政府1956年10月30日宣言的声明」。
- (32) 宮均平「“国際專政論”は社会帝国主義的強盜“理論”」, 『紅旗』1969年5号。
- (33) Smith, *Theories*, p.171.
- (34) Alfred Cobban, *The Nation State and National Self-Determination*, 1969, William Collins, 柴田卓弘訳「民族国家と民族自決」, 1976年, 早稲田大学出版部, 124頁以下。
- (35) 日本の場合については, 松尾正人『廃藩置県』, 1986年, 中公新書, 参照。
- (36) Kenneth Boulding, *Conflict and Defense*, 1962, Harper & Brothers; 内田忠夫・衛藤滯吉訳『紛争の一般理論』, 1971年, ダイヤモンド社。
- (37) この点, 名著といわれる石橋政嗣『非武装中立論』, 1980年, 社会新書は, 理論的にみるべきものを持たない。
- (38) 森嶋前掲論文。
- (39) 法律の有効性や育児において, この現象は広範に見いだせる。
- (40) 近藤三千男『抑止戦略』, 1979年, 原書房, 32-41頁。